

個人番号カード臨時窓口案内システム賃貸借契約書

浦添市長 松本哲治（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）は、個人番号カード臨時窓口案内システム（以下「物品」という。）の賃貸借に関して次のとおり契約する。

（契約の内容）

第1条 契約の内容は、次の各号のとおりとする。

- （1）品名と数量 別紙「仕様書」のとおり
- （2）契約期間 令和7年6月1日から令和9年3月31日まで
- （3）契約金額 月額_____円
（うち取引に係る消費税及び地方消費税額_____円含む）
- （4）設置場所 浦添市役所内市民課の指定する場所
- （5）契約保証金 浦添市契約規則第6条に基づく

（賃貸借料の支払）

第2条 賃貸借料は、1月ごとに支払うものとする。

- 2 乙は前条に規定する金額の請求を翌月の10日までに行い、甲は適法な請求書を受理した日から起算して30日以内に乙に支払うものとする。

（物品の設置及び引渡し）

第3条 物品の設置は、甲の指定した場所に、指定した日時までに使用できる状態にした上で引き渡さなければならない。この場合において、甲の確認後、物品の引き渡しは完了したものとする。

- 2 設置に要する費用は乙の負担とする。

（危険負担）

第4条 引渡し前の物品の滅失、損傷その他の損害については、乙の負担とする。

（物品の保守）

第5条 乙は、甲が物品を完全に使用できるよう保守を行うものとする。

- 2 乙は、物品に修繕等が生じた場合は、速やかに対処しなければならない。その際にかかる費用については、乙の負担とする。ただし、甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、この限りでない。
- 3 乙は、物品の修繕等に時間を要する場合は、同等を有する代替品を設置するものとする。
- 4 甲は、善良なる管理者の注意をもって物品を管理する。甲は、物品及びこの契

約に基づく運用保守権等を第三者の権利の目的の物とすることはできない。

(物品の取替)

第6条 乙は前条による修繕等を行っても、なお、物品を正常な状態において甲に使用させることができないときは、物品の取り換えを行うものとする。

2 取り換えに要する費用は乙の負担とする。

(物品の所有権)

第7条 物品の所有権は、賃貸借期間中を通じて乙に属し、甲はそれらを善良な管理者の注意義務をもって使用し、維持管理しなければならない。

(通知義務)

第8条 次の場合、甲は遅滞なく乙に通知しなければならない。

- (1) 物品につき、乙の権利を侵害するような事態が発生したとき、又はそのおそれがあるとき。
- (2) 物品につき、盗難、滅失、毀損等の事故が発生したとき。

(契約不適合責任)

第9条 甲は、物品の引渡し後、当該物品に種類、品質又は数量に関して仕様書の内容に適合しない状態があること（以下「契約不適合」という。）を発見したときは、乙に対し、物品の補修、代品との取替え又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

2 前項の場合において、乙は、甲が請求した方法と異なる方法により、物品の補修、代品との取替え又は不足分の引渡しによる履行の追完をすることができない。

3 第1項の場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に追完がないときは、甲は、契約不適合の程度に応じて契約金額の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、履行の追完の催告をすることなく、直ちに契約金額の減額を請求することができる。

- (1) 履行の追完が不可能であるとき。
- (2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 物品の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、甲がこの項の規定による催告をしても、契約の目的を達するのに足りる履行の追完がなされる見込みがないことが明らかであるとき。

4 前各項の規定は、甲の乙に対する損害賠償の請求及び契約解除の行使を妨げるものではない。

(契約不適合責任期間)

第10条 乙が、契約不適合（数量を除く。以下この条において同じ。）の物品を甲に引き渡した場合において、甲がその契約不適合を知った時から1年以内にその

旨を乙に通知しないときは、甲は、その契約不適合を理由として、履行の追完の請求、契約金額の減額の請求、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。ただし、乙が引渡しの時にその契約不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(甲の催告による解除権)

第 11 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 履行期限内にこの契約に定める債務を履行しないとき、又は履行期限経過後相当の期間内に物品を納入しないとき。
- (2) 正当な理由なく、第 9 条第 1 項の履行の追完がなされないとき。
- (3) 契約の履行につき不正な行為があったとき。
- (4) 契約の履行に当たり、正当な理由がなく、甲の職員の指示に従わないとき、又はその職務を妨害したとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(甲の催告によらない解除権)

第 12 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害があっても、甲はその賠償の責めを負わない。

- (1) 第 19 条の規定に違反し、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保に供したとき。
- (2) 物品を納入することができないことが明らかであるとき。
- (3) 乙が物品の納入を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 乙の債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (5) 物品の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行しないでその時期を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務の履行をせず、甲が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (7) 契約の履行に当たり、法令の規定による必要な許可又は認可等を失ったとき。
- (8) 第 14 条又は第 15 条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (9) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。）が経営に実質的に関与していると認められる者にこの契約により生ず

る権利又は義務を譲渡したとき。

(甲の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第13条 第11条各号又は前条各号に定める場合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、この契約を解除することができない。

(乙の催告による解除権)

第14条 乙は、甲がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(乙の催告によらない解除権)

第15条 乙は、甲がこの契約に違反し、その違反によって物品の納入が困難になったときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(乙の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第16条 第14条又は前条に定める場合が乙の責めに帰すべき事由によるものであるときは、乙は、この契約を解除することができない。

(甲の損害賠償請求等)

第17条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

(1) 乙の責めに帰すべき理由により納入期限内に物品を納入できないとき。

(2) 第9条第1項に規定する契約不適合があるとき。

(3) 第11条又は第12条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(4) 前2号に定める場合のほか、乙が債務の本旨に従った履行をしないとき。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、乙は、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 第11条又は第12条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となったとき。

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人

(2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人

(3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等

4 第1項各号又は第2項各号に定める場合(前項の規定により同項各号が第2項

第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。)がこの契約及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。

- 5 第1項第1号の場合においては、納入期限経過後相当の期間内に物品を納入する見込みのあるときは、甲は乙から遅延違約金を徴収して納入期限を延長することができる。
- 6 前項の遅延違約金の額は、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号。以下「支払遅延防止法」という。）第8条第1項の規定に基づき定められた率の割合で計算した額とする。

（乙の損害賠償請求等）

第18条 乙は、甲が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして甲の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- (1) 第14条又は第15条の規定によりこの契約が解除されたとき。
 - (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 第2条の規定による賃貸借料金の支払が遅れた場合においては、乙は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、支払遅延防止法第8条第1項の規定に基づき定められた率の割合で計算した額の遅延利息の支払いを甲に請求することができる。

（権利義務等の譲渡の禁止）

第19条 乙は第三者に対し事業の一部若しくは全部を代行させ請け負わせてはならない。また、この契約に基づいて生ずる権利義務を譲渡してはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を得た場合は、この限りでない。

（物品の返還）

第20条 甲は、この契約が終了したときは、本物品を乙に返還することとし、その経費については、すべて乙の負担とする。

（秘密の保持）

第21条 乙はこの契約の定める条項の実施にあたって知り得た甲の業務上の秘密を第三者に漏らし、または、他の目的に使用してはならない。また、この契約の終了後においても同様とする。

（契約外の事項）

第22条 この契約に定めのない事項又はこの契約の履行に疑義が生じた場合には、浦添市契約規則その他関係規則その他関係法令に従うほか、必要に応じて甲乙間で協議して定めるものとする。

この契約書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和7年 月 日

甲 浦添市安波茶1丁目1番1号
浦添市長 松本哲治 印

乙